

発行：國本豊社会保険労務士事務所
社会保険労務士 國本豊

社労士とは何だ！

テレワーク（在宅勤務）の 拡大に向けた動き

テレワーク人口倍増に向けた 政府の行動計画



ITを活用して自宅や外出先などで仕事をする「テレワーク」人口の倍増を目指す政府の行動計画がこのほど明らかになりました。雇用保険が適用される在宅勤務の対象を広げるほか、政府でも、2007年度中に全省庁でテレワークを試験導入するそうです。少子高齢化が加速する中で、女性や高齢者などの「眠れる労働力」を活用しやすい環境を整えます。

テレワークは労働力確保の切り札？

政府は、テレワークについて、仕事と生活の調和（ライフワークバランス）の実現や人口減少時代における労働力確保などの切り札になると考えています。テレワークは、情報通信機器などを使って、時間や場所にとらわれず柔軟に働く働き方です。通勤が不要で、労働時間を自由に設定できるなど、育児をする女性などにとっては使い勝手のよい働き方だといえます。

政府の行動計画では、2010年までを「テレワーク集中推進期間」に設定し、テレワーク人口を2005年に比べて2倍に増やし、就業者人口に占める比率も2割に引き上げることを目標としています。

テレワーク人口の増加なるか？

テレワーク普及の方策としては、

1. 制度環境の整備、
2. 情報通信システム基盤の整備、
3. 分野別の推進施策

の3つが掲げられています。現在は、在宅勤務者で雇用保険が適用される業務は、新商品開発や編集など特定の業務に限定されていますが、政府の行動計



画では適用業種を広げるとしています。

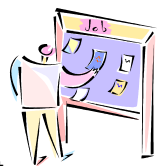
通信システム基盤の整備では、政府が独自にテレワークを試行・体験するシステムを構築するとしています。最先端技術やサービスを活用した先進システムの実証実験も始まります。政府では、テレワークを2007年度中に全省庁で試行し、順次本格導入していく方針だそうです。

「再雇用制度」今後も利用 拡大なるか？

改正高年齢者雇用安定法の内容

2006年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法は、従業員に65歳まで就労機会を提供（雇用確保措置を導入）することを企業に義務付ける法律です。企業には、

1. 定年廃止、
2. 定年年齢の65歳への引上げ、
3. 定年を迎えた従業員の継続雇用の3つの選択肢があります。定年廃止や定年延長は全従業員が対象となり、賃金や労働時間等の処遇を下げにくい制度ですが、継続雇用は労使協定などで対象者を絞り込むことができます。中でも



再雇用制度は、雇用契約を結び直すため処遇を柔軟に変更することができます。

主要企業では定年者の半数強を再雇用

日本経済新聞社の調べによると改正高年齢者雇用安定法が施行された2006年度に、主要企業が、定年退職者の5割強を再雇用（トヨタ自動車は56%、JFEスチールとJR東日本は約7割）したことが分かりました。

今年度も再雇用制度の活用は拡大する見通しであり、団塊世代の大量定年や少子化で労働力不足が懸念される中、企業は労働力の確保に様々な対策を講じる必要があると見られます。

企業側は「コスト削減」、従業員側は「収入維持」

再雇用後の賃金は定年時の半分程度というケースも多く、企業側は人件費を抑えつつ労働力を確保したいと考えています。

また、従業員側にとっては年金と合わせればそれなりの収入を維持することができるため、活発な制度利用につながっていると思われます。

6月から住民税がアップ

6月は5月より税金が増えている？



6月の給与明細を見ると、税金が5月より増えていることに気が付いた方がいると思います。国（所得税）から地方（住民税）へ税源移譲が行われた結果、多くの家庭で所得税が1月から先行して下がったのに対し、住民税の増加は仕組み上、毎年6月から反映されるためです。定率減税廃止による税負担の増加も重なりました。

「税源移譲」とは？

税源移譲とは、補助金に代わる地方公共団体の新たな財源として、国が集めている税金のうちの一部を、地方が集めることができるようにすることです。国と地方の税財政改革（三位一体の改革）の柱の1つです。国税の一部を減らして地方税を増やすということなので、納税者の負担は増えないとされています。現在の自治体は国から補助金や地方

交付税交付金などをもって行政サービスの財源を補っています。三位一体改革は原則として補助金の削減に見合う額を、国から地方への税源移譲で補うことにしています。ただ、この方法ではもともと住民税の納税額が多い地域に財源が集まるという弊害があり、大都市と地方の自治体で格差がつかないように、公平に税財源を分け合う方法が求められます。

暮らしへの影響は？

所得税は従来の4段階から6段階になり、最低税率は10%から5%に下がりました。住民税は一律10%に変わりました。この結果、大半の世帯で所得税が減り、住民税が増える結果になります。所得税と住民税を合わせた納税者の負担額は原則変わりません。

定率減税の全廃の影響も大きなものです。所得税では所得の20%（上限25万円）、住民税では15%（同4万円）が減税となっていました。2006年分からは半減され、2007年分からは全廃となりました。残っていた半分の控除がなくなると、所得税は最大で年12万5,000円、住民税は最大で年2万円増税になります。

ではなぜ、6月から変化が起きたのでしょうか。所得税は1月から変わるのに対し、住民税は前年の所得に応じて翌年の6月以降変化します。このため、大半の世帯では1月から所得税が減っていましたが、6月からは住民税率の上昇と住民税分の定率減税廃止が影響し、税負担が増えることになったわけです。

地方によっては国民健康保険料にも影響

東京23区など一部の市区町村では、国民健康保険料を算出する際、住民税額に一定の比率を掛ける方法を用いるため、住民税が上がると保険料も上がってしまいます。このような自治体では緩和措置として控除枠を設けていますが、それでも保険料に変化が出てくる場合があります。国民健康保険料も毎年6月に算出されるため、6月分の金額を確認してみましょう。

今年の新入社員の意識調査の結果

今時の新入社員は「デート」よりも「仕事」を優先



平成19年度の新入社員を対象に、財団法人社会経済生産性本部と社団法人日本経済青年協議会が「働くことの意識」についての調査を行い、デートの約束があったとき、残業を命じられたら、「デートをやめて仕事をする」という回答が8割に達するなどといった結果が出ました。

「バブル入社組」との違い

「あなたは仕事と生活についてどちらを中心に考えますか」という質問に対しては、「仕事と生活の両立」が79.8%を占め、「仕事中心」が9.6%、「生活中心」10.6%となっています。この質問に対して経年変化をみると、「仕事中心」が昭和47年度で15%、平成3年度で5%、平成19年度で10%、「生活中心」が昭和47年度で15%、平成3年度で23%、平成19年度で11%となっており、バブル入社組との違いが鮮明に分かる結果となっています。

今年の新入社員のタイプ

今年の新入社員のタイプは『デイトレーダー型』といわれています。どのようなタイプかという点、「景気回復での大量採用は売り手市場を形成し、就職しても細かい損得勘定でネットを活用して銘柄（会社）を物色し続け、売買を繰り返す（転職）恐れがある」という意味のようです。

リストラが不安？

戦後最長の好景気と、団塊世代の大量退職に伴う「売り手市場」を反映して、「思っていたよりは満足のいく就職ができた」と希望通りの就職はできたものの、「将来のリストラが不安」という悩みも持っている人も多いようです。

仕事や今後の展望については、「いずれリストラされるのではないか」（38.8%）、「いずれ会社が倒産したり破たんしたりするのではないか」（22.8%）などの回答が前年より増加しています。バブル期の後の「崩壊」が再びあるのでは、という不安が反映されているのでしょうか。

私の本棚より

～私の仕事に役に立った本の数々を紹介します。～
今月紹介する本は、「文句ばかりの会社は儲からない！」という本です。CS（顧客満足）の大切さはよく言われますが、CSのためには社員さん一人ひとりの頑張りが欠かせません。そして頑張ってもらうためには、ES（従業員満足）という視点が大事になってきます。この本には、ESの重要性について、あるレストランチェーンの社長さんが書いています。




*私のブログ「社労士國本、お奨めの一品」でも様々な本を紹介しています。

<http://ameblo.jp/yksrj1972/>

*ご希望の方には、本をお貸しいたします。

経営のヒント

～わらしべ長者理論とは？～

「わらしべ長者」の話聞いたことが  あると思います。これは、「ある一人の青年が最初に持っていたワラを物々交換を経ていくにつれて、最後には大金持ちになった」という話ですが、これについて、経済評論家の勝間和代さんが以前新聞で、「わらしべ長者理論」というのを書いていました。新聞に書いてあった内容は、
～おとぎ話のあの青年は、長者になろうと思っていたわけではなく、ただ無心に目の前の人の求めに応じたり助けたりを繰り返しているうちに長者になった。目の前のことを一生懸命やるのが大事なのかなと思います～
というもので、「なるほど！」と一人納得してしまいました。

この考え方は、経営にも活かしていけるのでしょうか？

～ 所長の今月の一言 ～



先月のことですが、一本の電話がありました。お相手は私が毎月ニュースレターを配布している会社さんで、仕事の相談というわけではありませんでしたが、何と先方は21年前に死んだ私の父が生前にお世話になった会社さんだったのです・・・(私は正直知らなかったのですが、先方が話して下さいました)。何でも、以前から私のニュースレターを見て

「ひょっとして息子さんでは？」

と気になっていたらしく、電話では

父の生前の仕事ぶり 家に遊びに来たこと 病院にお見舞いに行ったこと

等々とお話して下さいました。お電話下さったことはもちろんですが、父の仕事ぶりを今でも覚えていてくれる人がいて本当に嬉しかったです。

一人で事業をしている私ですが、見えない何かに支えられているような感覚を覚えた瞬間でした。まだまだ父を超えられない私ですが、一日でも早く一人前の社労士になります！

くにもとゆたか 社会保険労務士事務所

(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

* 自宅兼事務所ですので、緊急時にも対応いたします

ホームページ <http://k-sr.jp>

メール y-kunimotosrj@marble.oce.ne.jp

親ブログ(社労士とは何だ!) <http://blog.goo.ne.jp/y-ksrj1972/>

* 社労士の日々の業務を通じて感じたことや、私の生き様を綴っています。

子ブログ(社労士國本、お奨めの一品) <http://ameblo.jp/yksrj1972/>

* 私のお勧めの本等を紹介しています。



当所はこんな事務所です！

就業規則作成、助成金提案、人事労務問題へのアドバイス等を通じて利益の出せる会社体制作りのお手伝いをします。

訪問面談、事務所便りの発行等を通じて経営者の方の良きアドバイザーになります。

経営者も社員も気持ち良く働ける職場作りに貢献します。

